

改正案による寄附の規制の全体像

=新たに規制を設ける部分

寄附者 受領者		個人		会社・労働組合・職員 団体・その他の団体		政治団体											
		総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	政党		政治資金団体		その他の団体							
		総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限	総枠制限	同一の相手方に対する個別制限						
政党・政治資金団体		年間 2,000万円	制限なし	資本金等に応じ年間 750万~1億 ↓ 禁止	制限なし ↓ 禁止	従来:制限なし ↓ 新たに次の上限を創設 年間 総枠制限 1,000万円											
その他の政治団体	資金管理団体	年間 150万円		禁止								R9.1.1~ 金銭等により禁止		金銭等により禁止 その他は制限なし		年間 5,000万円 ↓ 1,000万円	
	資金管理団体 以外の政治団体	年間 1,000万円															
公職の候補者		公職の候補者に対するものは金銭等により禁止	金銭等により禁止 その他は年間 150万円														

下記の資金移動については制限なし

- ① 同一の政治団体の本部・支部(選挙区支部及び当該政治団体が都道府県又は市町村の区域ごとに指定する一の支部に限る。)/支部間の寄附
- ② 同一の国会議員に係る国会議員関係政治団体間の寄附